

9月5日(日)は松田町長選挙

(令和3年9月22日任期満了に伴う松田町長選挙)

告示日：令和3年8月31日(火)

選挙期日：令和3年9月5日(日)

当日の投票時間：午前7時～午後8時



期日前投票

期間：9月1日(水)～9月4日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

場所：町役場1階 1AB会議室



選挙当日と期日前投票の投票用紙について

選挙当日(9月5日)の投票方法 《記号式投票》

あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名の上にある「○をおす欄」の投票したい候補者の欄に、○印のスタンプを押して投票箱に投函します。(スタンプは定期的に消毒を行います。)

		○をおす欄	二	一	令和三年執行 松田町長選挙投票
寄	松田	候補者氏名	○注意	
花子	太郎		

期日前投票での投票方法 《自書式投票》

投票用紙に投票したい候補者氏名を記入して、投票箱に投函します。(投票所には使い捨て鉛筆を用意しています。)

また、持参した鉛筆などを使用して投票できます。
なお、投票用紙は特殊な用紙を使用しているため、鉛筆(またはシャープペンシル)の使用を推奨しています。
ボールペンを使用することもできますが、インクがにじむ可能性があるのでご注意ください。

候補者氏名	二	一	令和三年九月五日執行 松田町長選挙投票
	○注意	

投票所の新型コロナウイルス感染症対策

- 各投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 投票所内の職員等はマスクを着用します。
- 透明ビニールシート等により飛沫防止対策を行います。
- 定期的に記載台等の消毒や換気を行います。
- 期日前投票所では使い捨て鉛筆を備えています。
- 検温を行い、投票は他の人との距離を保って行います。



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方の投票

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受け、療養されている方が郵便等で投票できるようになりました。

【対象者】

- ① 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(自宅・宿泊施設で療養されている方)、または検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に滞在されている方
 - ② 外出自粛要請等の期間が選挙期間(令和3年9月1日から9月5日)に重なると見込まれる方
- ※ 入院されている方は、当該施設で投票することができるため、施設に申し出てください。

【投票までの流れ】※詳しくは松田町選挙管理委員会へお問い合わせください

- ① 投票用紙請求書を町公式サイトからダウンロードいただくか、松田町選挙管理委員会に連絡し、請求書他一式の送付を依頼してください。
- ②-1 請求書の記入等の際は、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクを付け、清潔な使い捨てのビニール手袋をつけるようにしてください。
- ②-2 投票用紙請求書にボールペンで記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入します。(請求書は、請求者本人の署名が必要です。)
- ②-3 請求書等を入れた封筒を、宛名がわかるようにファスナー付きの透明ケースに封入し、表面をアルコール消毒した上で、同居人、知人等(患者ではない方)に依頼して投函してください。
【請求書の提出期限は9月1日(水)必着です。なるべく早めに手続きをお願いします】
- ③-1 投票用紙の受け取り後、投票用紙の記入前に上記②-1と同様の準備をしてください。
- ③-2 自ら投票用紙に鉛筆で候補者名を記入してください。
- ③-3 記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、さらに外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。
- ③-4 外封筒を、さらに町選挙管理委員会から送付された返信用封筒に封入します。
- ③-5 返信用封筒を、さらに町選挙管理委員会から送付されたファスナー付きの透明ケースに封入し、上記②-3と同様に消毒と投函を行います。
【投票用紙が9月5日(日)までに町選挙管理委員会に届かない場合は無効となります。】

問い合わせ先

松田町選挙管理委員会 (役場総務課内)
TEL:83-1221 / FAX:83-1229

選挙運動等に関するQ & A

町民の方々より問い合わせの多いご質問等について、次のとおりQ & Aとしてお示しします。

Q 選挙運動とはどういったものですか？

A 選挙運動とは、公職選挙法上において、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者または立候補予定者に当選を得させるために、投票を得る若しくは得させる目的をもって、直接または間接的に必要かつ有利なあっせん、勧誘その他諸般の行為をすることとされています。

Q 選挙運動ができる期間はいつですか？

A 選挙運動ができる期間は、立候補の届け出が受理された時から選挙日の前日までです。今回の町長選挙では令和3年8月31日～9月4日の5日間となります。(選挙日当日の選挙運動は禁止されています。)

Q 事前運動とはどういったものですか？

A 選挙運動期間以外の選挙運動を事前運動といい、時期を問わず禁止されています。

Q 選挙運動の種類はどのようなものがありますか？

A 選挙運動は、以下の方法により実施することができます。
(1)文書図画(インターネット選挙運動を含む。)
(2)演説会
(3)街頭演説
(4)連呼行為(一部規制される行為があります。)
(5)電話での投票依頼
(6)個々面接 など



Q 選挙運動で禁止されている行為はどいったものですか？

A 選挙運動において禁止される行為には下記の行為があります。
(1)戸別訪問
(2)署名運動
(3)人気投票の公表
(4)飲食物の提供
(5)氣勢を張る行為
(6)買収・供応



Q 後援会などが、反対候補者に投票しないように働きかける行為は、選挙運動になりますか？

A 反対候補者に投票させないことによって特定候補者の当選を図る目的があれば、選挙運動となります。また、候補者を名指しで批判するようなビラ等を作成し配布することも、特定候補者の当選を図る目的があれば、同様の行為とみなされます。

Q 選挙事務所開きに飲食物を提供することはできますか？

A できません。

投票に関するQ & A

Q 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者は投票所で投票できますか？

A 濃厚接触者の方は、検査結果は陰性であることから、「不要不急の外出」等は控えるよう要請されているものの、投票のための外出は「不要不急」には当たらず、投票所において投票が可能です。(表面の郵便等による投票の対象とはなりません。)

ただし、投票の際は次の点にご留意ください。

- ①自身の体調や感染防止対策に十分注意してください。
- ②投票所等において必要な感染防止対策等を求める場合があります。(手指消毒、マスク着用、使い捨て手袋の着用、他の投票者との投票の間を空けるための待機など)
- ③投票所等には、公共交通機関以外の方法による移動をお願いします。

期日前投票における宣誓書について

「投票所入場券」と期日前投票における「請求書(兼宣誓書)」が1つになりました!

投票される方の利便性向上や期日前投票の受付時間の短縮を図るため、今回の町長選挙より投票所入場券には、裏面に「期日前投票宣誓書」が印刷されています。

この「期日前投票宣誓書」に事前に記入していただくことで、期日前投票をスムーズに行うことができます。(※選挙当日に投票される場合は、宣誓書への記入は不要です。)

「期日前投票宣誓書」の記載方法

「期日前投票宣誓書」には、

「①期日前投票を行う日」

「②住所」

「③氏名」

「④生年月日」

「⑤(選挙当日に投票に行くことができない)理由」

の5カ所をご記入ください。

期日前投票 宣誓書

私は、選挙の当日、次の理由に該当する見込みです。
以下の記載が真実であることを誓います。

令和3年 ① 月 日	
② 住所 松田町	④ 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
③ 氏名	
⑤ 理由(該当する□に✓)	
<input type="checkbox"/> 仕事、学業、その他に従事	<input type="checkbox"/> 病気等のため歩行が困難
<input type="checkbox"/> 町外に外出、旅行、滞在	<input type="checkbox"/> 住所移転のため町外に居住
	<input type="checkbox"/> 天災等により到達が困難